

最終処分場跡地の指定区域の指定について

1. 制度の概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物が地下にある土地で政令で定めるものについて市長が区域を指定し、当該指定区域における土地の形質変更を行う場合、届出等の義務が課されることとなっています。

(注)「土地の形質変更」とは、土地の形状または性質の変更のことをいい、例えば、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為が該当し、廃棄物の搬出を伴わないような行為も含まれます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜粋
(指定区域の指定等)

第15条の17 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。

2. 法の趣旨

廃止された廃棄物の最終処分場の跡地については、土地の形質の変更が行われなければ安定的な状態ではあるものの、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、安定的であった地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることにより発酵や分解が進行してガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるためです。

3. 指定区域の指定方法・指定区域台帳の整備

市長は、告示により指定区域の指定し（規則第12条の33）、指定区域の台帳（帳簿及び図面）を調製し保管しなければならないとされています（法第15条の18）。

また、廃棄物の除去等により指定の事由がなくなったと認める場合、指定を解除する場合もあります。

＜公報掲載内容＞

- ・市町村、大字、字、小字及び地番
- ・平面図
- ・埋立地の区分

どちらか

＜帳簿記載内容＞

- ・指定区域に指定された年月日
- ・指定区域の所在地
- ・指定区域の概況（指定区域の利用の現況等（例：住宅、駐車場等））

・埋立地の区分

・土地の形質の変更の実施状況

・地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

・土地の形質の変更の実施場所及び施行方法を明示した図面

・指定区域の周辺の地図

・石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

4. 土地の形質の変更の届出等

指定区域内において土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の 30 日前までに、土地の形質の変更について市長に届出が必要です。ただし、軽易な行為等の場合には、届出を行わず、又は事後に行うこととなります。

(法第 15 条の 19)

5 届出の対象とならない軽易な行為等

次のような行為を行う場合には、届出を行う必要はありません。

- (1) 盛土等の荷重により廃棄物の埋立地の設備の機能に支障を生じるおそれがない行為
- (2) 掘削等により廃棄物の埋立地の覆いの機能を損なうおそれがない行為
- (3) 廃棄物の埋立地の設備（例えば、擁壁等）の機能を維持するために必要な範囲内で修復又は点検を行う行為

（注）盛土等による増加荷重は概ね $20\text{kN}/\text{m}^2$ 以下、また土砂等の覆いが 50 cm 以上残存することが明らかな掘削等が軽易な行為の目安です。詳細は「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(3-23 ~) を参照ください。

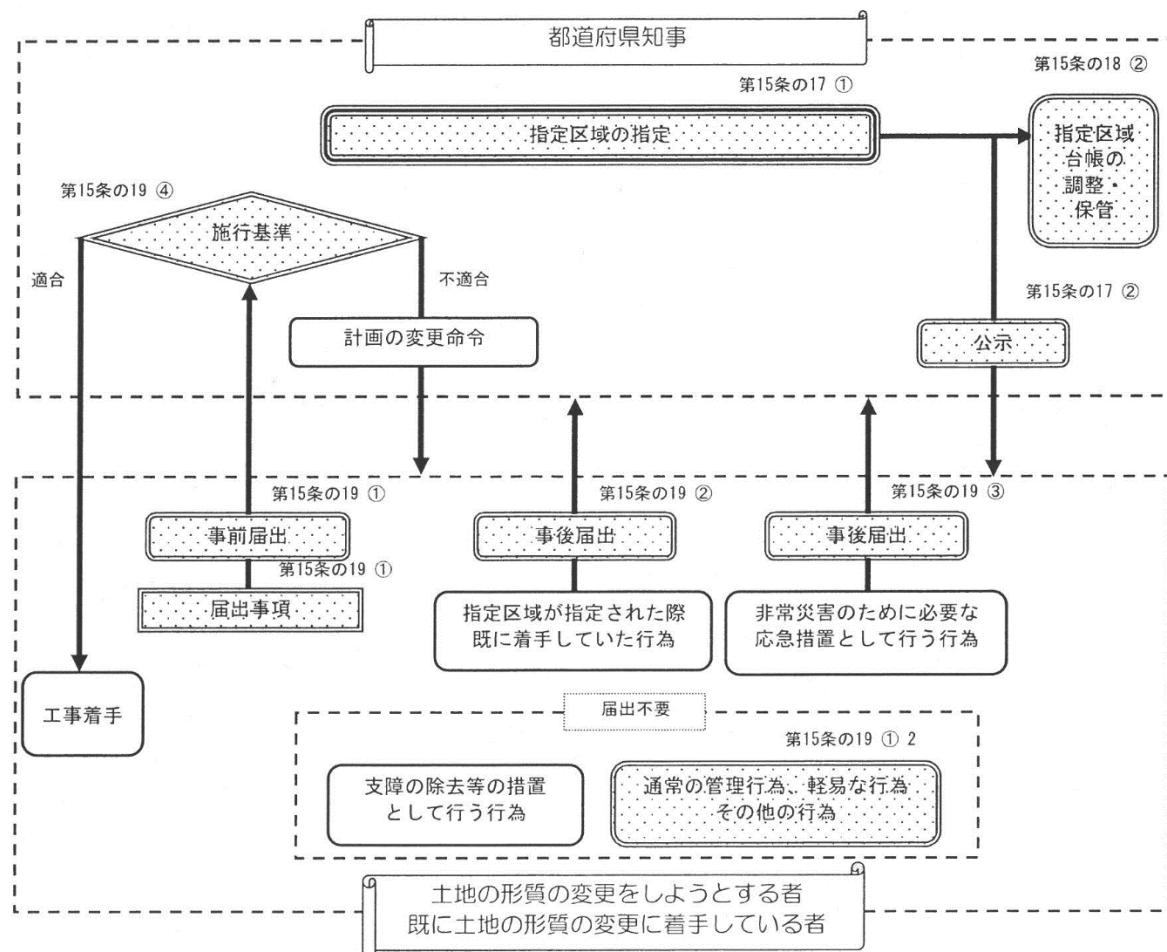


図 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る届出制度の体系